

パブリックコメント募集!



伊賀市地域活性化計画策定方針	
概要	市の有する地域的な自然条件や歴史的・社会的特性を生かしながら地域産業を持続的に発展させ、活力ある豊かで住みよい地域社会を創造することにより“ひとが輝く 地域が輝く”まちづくりを実現するため伊賀市地域活性化条例に基づき「伊賀市地域活性化計画」を策定します。
募集期間	6月15日(木)～30日(金) 必着
募集内容	伊賀市地域活性化計画策定方針に対する意見
詳細の閲覧方法	①伊賀市ホームページ (http://www.city.iga.lg.jp/) をご覧ください。 ②本庁農林政策課および各支所産業建設課に資料を用意します。
意見の提出方法	意見を提出する件名を記載し、ご意見（「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」）・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。
その他	提出していただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて伊賀市ホームページで公表します。（個別に回答は行いません。）
提出先 問い合わせ	〒518-8501伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市産業振興部農林政策課 ☎ 22-9666 FAX 22-9674 ✉ nourin@city.iga.lg.jp ※持参の場合は各支所産業建設課でも受け付けます。

	伊賀市人権施策総合計画策定手続き	伊賀市国民保護計画策定手続き
概要	私たちは誰でもみんな、幸せになりたいと願っています。私たちのまわりには、部落差別をはじめ、さまざまな差別や偏見が根深く存在しています。基本的人権の尊重は、すべての人々に対して完全に保障されなければならないものであり、そのためには、私たち一人ひとりの「人権を侵さない」努力が不可欠です。 平成18年度に策定する予定の「伊賀市人権施策総合計画」は旧市町村および伊賀市で実施した人権問題に関する意識調査の結果を十分に考慮し、市民の皆さんとともに策定します。	武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が国・県・他の市町村・関係機関などと連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称「国民保護法」）第35条の規定により、市においても「国民保護計画」の作成が義務づけられています。 平成18年度に策定する「伊賀市国民保護計画」は伊賀市国民保護協議会や市民の皆さんのご意見などを踏まえた上で策定します。
募集期間	6月20日(火)～7月5日(水) 必着	6月15日(木)～28日(水) 必着
募集内容	伊賀市人権施策総合計画策定手続きに対する意見	伊賀市国民保護計画策定手続きに対する意見
詳細の閲覧方法	①伊賀市ホームページ (http://www.city.iga.lg.jp/) をご覧ください。 ②本庁人権政策課および各支所人権同和課・人権政策推進室に資料を用意します。	②本庁総合危機管理課および各支所総務振興課に資料を用意します。
意見の提出方法	意見を提出する件名を記載し、ご意見（「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」）・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。	意見を提出する件名を記載し、ご意見（「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」）・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。
その他	提出していただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて伊賀市ホームページで公表します。（個別に回答は行いません。）	提出していただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて伊賀市ホームページで公表します。（個別に回答は行いません。）
提出先 問い合わせ	〒518-8501伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市人権政策部人権政策課 ☎ 22-9631 FAX 22-9649 ✉ jinken@city.iga.lg.jp ※持参の場合は各支所人権同和課・人権政策推進室でも受け付けます。	〒518-8501伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市総務部総合危機管理課 ☎ 22-9640 FAX 24-0444 ✉ kikikanri@city.iga.lg.jp ※持参の場合は各支所総務振興課でも受け付けます。